



広報

しんち

227号

4月1日現在
()内は前月比

男女	2,079世帯 (+2)
合計	4,303人 (-8)
男女	4,544人 (+4)
合計	8,847人 (-4)

2/5



みんなで交通安全

わき見、直線道路、

四時～六時が危険

子供と高齢者の交通事故防止などを重点に、今年も春の全国交通安全運動が行われ、運動期間に合わせて町内では、交通安全教室や交通安全テント村“伊達と相馬の関”などが開かれ、ドライバーや歩行者に交通安全をよびかけました。

しかし、交通事故は一向に後を絶たず、相馬警察署管内では、今年に入つてから三十五件（三月三十一日現在）の交通事故が発生しています。これらの交通事故の原因を交通事故分析表で調べると、第一当事者の違反ではわき見がトップで、しかも直線道路で十九件が発生しています。また、年齢別では二十代（四二・八%）が圧倒的に多く、時間帶では午後四時～午後六時（二〇・〇%）が最も危険となっています。

春の交通安全運動は終りましたが、ドライバーも歩行者も交通ルールを守り、ひとりひとりの安全運動をお願いします。

写真は、満開の桜のもとで行われた新地小学校の交通安全教室

年間完全収集所は
九力所環境美化に
一千三百人参加

今年も四月八日の早朝、町内全域で環境美化運動が行われ、小・中・高校生を含む約二千三百人の方のご参加をいただきました。そして、集められたごみ

の量は、二千三百十六袋にもなりました。散乱ごみは、地域にとってマイナスイメージです。せめて地域の住民だけでも「ポイ捨てしない」ということを実行したいものです。

工事期間中の公害防止も締結

公害防止協定と同時に、「公害防止協定細目」と「建設工事中に伴う公害防止に関する覚書」の締結も行いました。

公害防止協定細目は、協定の実施に必要な事項を定めたものです。また、建設工事中に伴う公害防止に関する覚書は、新地

発電所一・二号機の建設工事期間中の公害を未然に防止するためのものです。

覚書では、工事中の水質汚濁・土壤汚染・騒音・振動などの防止対策について、基本的な考え方と具体的な対策、それに監視計画などを定めています。

公害防止協定の主な項目

■大気汚染防止対策

発電所からの排出濃度、排出条件、対策などを次のとおり定めました。

- イオウ酸化物…100ppm以下(排出量は、1・2号機運転開始時652 m³/N/h以下)
- 硫素酸化物…60ppm以下(排出量は、1・2号機運転開始時396 m³/N/h以下)
- ばいじん…0.025g/m³N以下(煙突の高さ、排出ガスの温度・速度も規定)
- 粉じん…貯炭場から発生する粉じんの飛散を防止するため適切な対策を講ずるものとした。

■水質汚濁防止対策

●排出水

排出水は、最も効果的な方法で処理し、水質は次の数値を維持するものとしました。

- (1)水素イオン濃度…6.0以上8.6以下
- (2)化学的酸素要求量…15mg/l以下
- (3)浮遊物質量…15mg/l以下
- (4)ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)…1mg/l以下
- (5)フッ素含有量…12mg/l以下

■騒音、振動、悪臭、産業廃棄物対策については、適切な措置、管理等を講ずることとしました。

もえないごみ収集状況の、昨年四月から今年の三月までの一年間の結果がまとまりました。毎月、最終ページに掲載している「もえないごみ収集状況」の年間トータルです。

年間もえないごみ収集状況

平成元年4月～平成2年3月

(内は月数)

収集地区	収集場所	完全収集	収集できないごみ		
			出し おくれ	記名 なし	分別 不良等
15日収集地区	作田公会堂前 作田農倉庫前 坪浜火の見南側前 釣師北畑水防倉庫前 大戸浜公会堂入口 今泉公会堂西側前 駒ヶ嶺新林住宅内 藤崎公会堂前 渋民渡部馨宅前	◎	2(1) 2(2) 44(5) 21(6) 4(2)	10(2) 7(1) 7(3)	3 7
	卷克也宅北側、新町遠藤商店前	◎	13(4) 11(2)	1(1)	
16日収集地区	中里公会堂前 中島公会堂前 町営住宅内 川公会堂前 原富公会堂前 城内収集所 駒ヶ嶺河原栄一宅前 上ノ町八卷克也宅北側 新町遠藤商店前	◎◎	14(1) 4(3) 5(1) 10(1) 4(2) 21(5)	4(1) 11(2) 16(3) 2(1) 3(1) 5(2)	1 1 2 3
17日収集地区	沢口公会堂前 鉄炮町火の見前 明地火の見前 大山田バス停前 上真弓水神十宇路北側 下真弓公会堂前 岡公会堂前 杉目集荷所北側 菅谷公会堂前 高田公会堂前	◎◎◎	11(1) 8(1) 1(1) 5(2) 41(5) 5(1)	1(1) 1(1) 10(2)	1 2 1

町の行政機関は(一部を除いて)第2・第4土曜日は休みです。



▲自然と環境を守りながら、地域振興に傾注することを誓い合う、右から荒新地町長、平原県保健環境部長、重光相馬共同火力発電株社長、今野相馬市長。

健康と
環境を守る

新地発電所の 公害防止協定を締結

相馬地方の産業の発展はもちろん、相双、県北、仙南、山形までの広範な地域の振興に大きな期待が寄せられている相馬地域総合開発計画。その核となる相馬中核工業団地に、いよいよ本年八月、相馬共同火力発電(株)が、新地発電所の建設に着手します。

新地発電所の着工前に、公害を未然に防止し、地域住民の健康と生活環境の保全を図る公害防止協定が、新地町・相馬市・福島県、それに相馬共同火力発電(株)の四者によって結ばれました。協定の対象は、新地発電所の運転開始を平成六年七月とする一号機と、運転開始を平成十年七月とする二号機です。一・二号機とも、使用する主要燃料は石炭で、出力はそれぞれ百万キロワットです。

ばいじん対策では最も厳しい内容

町の公害対策審議会の答申を踏まえ締結された公害防止協定の内容は、会社側が守るべき事項を中心に、二十五条から構成され、大気汚染・水質汚濁などの防止対策のほか緊急時の措置、監視・測定体制などが定められています。各規制内容については、大気と水質の二分野で、大気汚染防止法などの法律で定められている数値よりも厳しい基準を設定。特に、大気汚染の原因となるばいじん対策については、全国の石炭火力発電所の中でも最も厳しい

内容となっています。会社側が環境対策として設置する設備と、今回締結した協定の主な項目は、下表及び次ページのとおりです。



▶今年八月着工する新地発電所用地

会社側が環境対策として設置する設備

■電気集じん装置

(ばいじんを除去)

■排煙脱硫装置

(イオウ酸化物、ばいじんを除去)

■排煙脱硝装置

(窒素酸化物を除去)

四月の住民健康診査が終りました。今回の受診者数は、結核検査が三千十八人、基本健診が千八百十人、胃検診が千二百九十五人で、昨年より増加しています。

今回の健診結果は、下記の日程で保健婦が各地区を回り、個別に詳しい説明を行ながる配ります。

健診結果で健康生活

— 事後指導会では、保健婦が個別に説明 —



保健婦の健康火矢

●住民健康診査—事後指導会の日程

日	時 間 と 場 所	
	午前9時30分～11時	午後1時30分～3時
29日(火)	岡公会堂	持浜公会堂
30日(水)	杉目公会堂	今泉公会堂
31日(木)	中島公会堂	釣師公会堂
1日(金)	大戸浜公会堂	作田公会堂
2日(土)	小川公会堂	駒ヶ嶺中区公会堂
3日(日)	新地町公会堂	新町公会堂
4日(月)	渋民公会堂	今神公会堂
5日(火)	富倉公会堂	原相善公会堂
	藤崎公会堂	菅谷公会堂
6日(水)	沢口公会堂	上真弓公会堂
	高田公会堂	下真弓公会堂
7日(木)	明地公会堂	木崎公会堂
8日(金)	中里公会堂	木崎公会堂
9日(土)	大山田まゆ集出荷所	

●城内、上ノ町はそれぞれ駒ヶ嶺町、新町(5月30日、午後1時30分～3時)にお越しください。

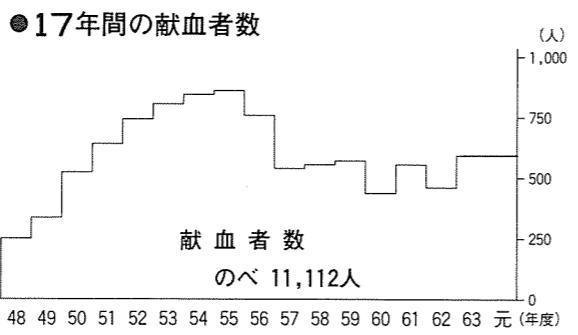


▲ 記念品を受け取る高木さん

一万人目の高木さんに記念品

5月
22日(火)
時間 午前10時～正午
場所 農村環境改善センター

●17年間の献血者数



17年で献血者が
一万人を突破

良い見本親が示せば子もまねる

昨年十一月の献血で、一万人目となつた高木陽子さん(藤崎)にこのほど、記念品が贈られました。高木さんは、この時がはじめての献血ということで「会場で一万円目と言われた時は、びっくりしました。これを機会に、今後は献血に協力していきたい」と話していました。

町史への さそい

町史編さん室から ◆ No.10 ◆

相馬地域総合開発計画とともに埋蔵文化財の発掘調査が進み、武井・向田地区に古代の大規模製鉄遺跡が発見されました。これらの重要な遺跡は、全国から注目され始めています。では、この地域の製鉄技術はどうから、どのような経路でもたらされたのでしょうか。新地町の製鉄遺跡は、他に例をみない大規模なものですが、その時期は七世紀中ごろ以降、一〇世紀ごろまでのものと考えられています。

軍神「鹿島神」と製鉄技術は密接な関係にあったと考えられます。『常陸國風土記』には、鹿島神宮周辺で製鉄が行われていたことが記されています。「鹿島神」が「戦の神」「軍神」であったことはよく知られていますが、戦いに武器は必需品、その必需

です。たとえば、八世紀に編さんされた『常陸國風土記』には、鹿島が「鹿島苗裔神」(茨城県の鹿島神宮の分霊社)が存在し、新地町の属した旧宇多郡にも七社の鹿島神社が鎮座していました。これは茨城県行方郡潮来町の大生古墳群(装飾古墳)を本拠とする多氏が陸奥へ進出した際、その守護神である「鹿島神」を分霊したのではない

かといわれています。この「鹿島神」と製鉄技術が関係あるです。

たとえば、八世紀に編さんされた『常陸國風土記』には、鹿島が「鹿島の神」が日本海流(親潮)に北上したことが想像されます。しかし、鹿島町の属した旧行方郡の名称が多氏の本拠地の茨城県行方郡(現存)と一致するのも偶然ではないのです。

いずれも海岸線に面しているか、あるいは近距離にあり、「鹿島の神」が日本海流(親潮)に北上したことが想像されます。しかし、鹿島町の属した旧行方郡の名称が多氏の本拠地の茨城県行方郡(現存)と一致するのも偶然ではないのです。

続の表

寄付金控除クイズ

あなたは寄付をしたことありますか。寄付をすると、所得からの控除が認められる場合があることをご存じですか。

▶ 「公益性があること」が原則

そこで、ちょっとクイズを一つ。次の三つのケースのうち、寄付金控除が認められる場合はどれでしょう。

1. 今春、息子が入学した私立中学校に、入学に際して寄付をした場合

2. 信仰している宗教団体に寄付した場合

3. かねてからスポーツの振興に関心があったので、(財)日本体育協会に寄付をした場合

答えは、3です。控除の対象となる寄付金は、「公益性があること」が原則です。したがって、1のような場合は、控除は認められません。



しかし、国や地方公共団体に対する寄付は、原則として控除の対象になります。また、3のように、公益性のある業務を行う特定の団体に対する寄付は、控除の対象になります。

寄付金控除が受けられるのは、寄付金が合計1万円を超えたときです。寄付金控除の額は、寄付金の額または、所得×25%のいずれか少ないほうから、1万円を差し引いた額になります。

▶ 寄付先からの受領書が必要

控除を受けるには、寄付先からの受領証などを添えて、所得税の確定申告をしなければなりません。

しかし、本来、寄付するという行為は、好意から発するものです。「受領書」と、寄付する側からは言い出しがいいものです。

そのあたりのことは、寄付を受ける側の心配りを期待したいですね。

暖かき家庭の愛で子は育つ

宇多郡の鉄(二) 新地町の製鉄遺跡

町史執筆委員 岡田清一 (東北福祉大学教授)

品は鉄で造られることがあります。「鹿島神」と製鉄技術は密接な関係があつたと考えられています。しかし、鹿島神社の周辺には六世紀末から七世紀にかけて築造されたと考えられる装飾古墳がセットで存在しているのです。たとえば、いわき市小名浜の鹿島地区、相馬郡の鹿島町、宮城県の鹿島台町、これらの地域の周辺に装飾古墳が現在でも残されています。たとえば、行方郡(現存)と一致するのも偶然ではないのです。

いずれも海岸線に面しているか、あるいは近距離にあり、「鹿島の神」が日本海流(親潮)に北上したことが想像されます。しかし、鹿島町の属した旧行方郡の名称が多氏の本拠地の茨城県行方郡(現存)と一致するのも偶然ではないのです。

しかし、福島県では血液が足りず、他県から応援を得ている状況です。今月は、次の日程で献血が行われます。ご協力をお願いします。

しかし、本來、寄付するという行為は、好意から発するものです。「受領書」と、寄付する側からは言い出しがいいものです。

そのあたりのことは、寄付を受ける側の心配りを期待したいですね。

